

❖東京圏から転入された人へ ～令和元年度十和田市移住支援金を支給します～

申請 政策財政課 地方創生・定住自立圏係 ☎⑤6712

市では、移住・定住の促進および中小企業などにおける人手不足を解消するため、東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から本市へ移住し、あおりりU1Jターン就職支援サイト「Aomori-Job（アオモリジョブ）」に移住支援金の対象として掲載している求人[※]に就業した人または青森県起業支援金の交付決定を受けた人に、最大100万円の移住支援金を支給します。



対象者の要件

- 移住元（東京圏）に関する要件（(1)または(2)に該当すること）
 - (1)本市に転入する直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していた人
 - (2)本市に転入する直前に、連続して5年以上、東京圏（条件不利地域[※]を除く）に在住し、かつ、本市に転入する3カ月前の時点において、連続して5年以上東京23区に通勤していた人
- 移住先（十和田市）に関する要件（(1)～(3)の全てに該当すること）
 - (1)平成31年4月1日以降に転入した人
 - (2)移住支援金の申請時において、本市に転入後3カ月以上1年以内であること
 - (3)移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思がある人
- その他

Aomori-Job とは・・・

進学や就職などで青森県を離れたけれど、地元に戻って働きたいと考えている人や青森県への移住を考えている人の就職を支援するサイト。
県外在住の学生や求職者などに、県内の企業・求人情報などの発信をしています。



Aomori-job

「十和田市U1Jターン移住就職奨励金」の交付を受けていないことなど
[※]上記以外にも必要な要件がありますので、移住情報発信ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」をご覧ください、お問い合わせください。

- 支援金額** 世帯で移住の場合 100万円、単身で移住の場合 60万円
- 申し込み方法** 交付申請書に必要な書類を添付の上、申し込みください。必要書類などは、政策財政課に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- 申込期限** 令和2年1月31日(金)

❖人材を確保したい企業の皆さんへ ～移住支援金の対象求人登録のご案内～

申請 青森県商工労働部 労政・能力開発課 ☎017-734-9398

あおりりU1Jターン就職支援サイト「Aomori-Job」へ登録して、東京圏からの採用者を確保しませんか。
登録は無料！手続きは簡単です！

対象法人の要件

- (1)官公庁などでないこと
- (2)資本金10億円以上の法人でないこと
- (3)みなし大企業でないこと
- (4)本社所在地が東京圏以外の地域または条件不利地域[※]にある法人であること
- (5)雇用保険の適用事業主であること
- (6)風俗営業などの規制および業務の適正化などに関する法律に定める風俗営業者でないこと
- (7)暴力団などの反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人でないこと



対象求人の要件

- (1)週20時間以上の無期雇用契約であること
- (2)勤務地が、青森県内であるもの

申し込み方法 登録申請書に必要な事項を記入の上、申し込みください。登録申請書は、政策財政課、十和田商工会議所に備え付けているほか、県ホームページからもダウンロードできます。

詳しくはQRコードからご覧ください。

（※）条件不利地域については、市ホームページをご覧ください。